

## 湘南鷹取1丁目自治会会則

### 第1章 総 則

#### (名称)

**第1条** 本会は、湘南鷹取1丁目自治会（以下「本会」という。）と称する。

#### (目的)

**第2条** 本会は、会員の自主的組織によって運営し、より住みよい地域社会の実現に向けて会員相互の連帯と融和をはかり、集会施設の維持管理等生活環境の維持改善と福利の増進並びに教養文化の向上と地域の自治発展に寄与することを目的とする。

#### (区域)

**第3条** 本会の区域は、横須賀市湘南鷹取1丁目を区域とする。

#### (事務所の所在地)

**第4条** 本会の事務所は、湘南鷹取1丁目30番11号に置く。

#### (会員の資格)

**第5条** 第3条に定める区域に住所を有する個人は、本会の会員になることができる。

#### (入会)

**第6条** 本会に入会するには、入会申込書を会長あてに提出するものとする。

2 本会は、正当な理由がない限り前条に定めた会員の資格を有する個人の入会を拒まない。

#### (会費)

**第7条** 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 すでに納入した会費その他の拠出金は正当な事由がない限り返還しない。

#### (退会)

**第8条** 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出するものとする。

2 会員が死亡し、又は区域内に住所を有しなくなったときは退会したものとする。

#### (公正の確保)

**第9条** 本会の会務は、公正、適確な執行を確保するとともに、営利団体、宗教団体、政党、政治結社等特定の団体に偏った行為をしてはならない。

### 第2章 本会の会務

#### (会務)

**第10条** 本会は、第2条の目的を達成するため次の会務を行う。

- (1) 地域の環境と公衆衛生に関すること
- (2) 防災、防犯に関すること
- (3) 交通安全に関すること
- (4) 福利厚生と青少年の健全育成に関すること
- (5) 広報活動に関すること
- (6) 慶弔に関すること
- (7) 会館施設の維持管理に関すること
- (8) 会員の入会促進に関すること
- (9) その他本会の目的達成に必要なこと

- 2 本会は、前項第1号から第9号までの会務を行うため常設委員会を設置する。
- 3 常設委員会の名称、会務の内容については、会則取扱規程で定める。

### 第3章 役員

#### (役員)

**第11条** 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
常設委員会委員長	各1名
監事	2名

- 2 会長及び監事は他の役員を兼ねることはできない。

#### (会長、副会長及び監事の選出)

**第12条** 会長、副会長及び監事は、推薦委員会が会員の中から推薦し、総会において選任する。

- 2 役員が任期中に欠けた場合は、補欠の役員は、会長が指名し、総会の承認を受けるものとする。
- 3 推荐委員会について必要な事項は、推薦委員会規程で定める。

#### (常設委員会委員長の指名)

**第13条** 常設委員会委員長は、会長が指名し総会の承認を受けるものとする。

#### (役員の職務)

**第14条** 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。更に、副会長が事故若しくは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、常設委員会委員長がその職務を代行する。
- 3 常設委員会委員長は、会長を補佐し、本会の常設委員会の会務を分掌する。
- 4 役員は、役員会を構成し、会務を執行する。

#### (役員の任期)

**第15条** 役員の任期は2年とし、再任を妨げないが、会長は連続して3期を超えることはできない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。ただし、病気、転勤等やむを得ない事由による辞任の場合はその限りでない。

#### (監事)

**第16条** 監事は、地方自治法第260条の12に定める次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること
- (2) 会長、副会長その他の役員の業務執行の状況を監査すること
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは総会を招集すること

#### (役員の解任)

**第17条** 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

## 第4章 総 会

### (総会)

**第18条** 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

### (総会の機能)

**第19条** 総会は、この会則に定めるもののほか、次の各号に定める事項を議決する。

- (1) 自治会館の維持管理に関する重要事項
- (2) 総会議事録署名人2名の選任
- (3) その他会長が必要と認める事項

### (総会の開催)

**第20条** 通常総会は、毎年4月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げた場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 監事は地方自治法第260条の12第4号の規定により招集するとき

### (総会の招集)

**第21条** 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

### (総会の議長)

**第22条** 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

### (総会の定足数)

**第23条** 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

### (総会の議決)

**第24条** 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (総会における書面表決等)

**第25条** やむを得ない理由のため総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については、出席した会員とみなす。

### (総会の議事録)

**第26条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席した会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

### (役員会)

**第27条** 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

- 2 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。
- 3 会長が必要と認めたときは、役員会の同意を得て、役員以外の者でも役員会に出席させることができる。ただし、表決に加わることはできない。

### (役員会の権能)

**第28条** 役員会は、この会則に定めるもののほか次の事項について議決する。

- (1) 総会において議決された事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない本会の会務の執行に関する事項
- (4) 会則取扱規程その他の規定の制定、変更、改廃に関する事項

### (役員会の開催)

**第29条** 役員会は、定例役員会のほか会長が必要と認めたとき及び役員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

### (役員会の招集)

**第30条** 役員会は、会長が招集する。

- 2 定例役員会以外の役員会を招集するには、役員に対して会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

### (役員会の議長)

**第31条** 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

### (役員会の定足数)

**第32条** 役員会は、役員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

### (役員会の議決)

**第33条** 役員会の議事は、別に定めるものを除き出席した役員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (役員会における書面表決)

**第34条** やむを得ない理由のため、役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

### (役員会の議事録)

**第35条** 第26条の規定は、役員会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのは「書面表決者」と読み替えるものとする。

## 第6章 会の運営

### (ブロック及びブロック長並びに班及び班長)

**第36条** 本会の円滑な運営をはかるため、第3条に定める本会の区域をブロック、班に区分し、ブロックにはブロック長、班には班長を置く。

- 2 ブロック長の任期は1年とし、次に掲げる事項を担当する。

(1) 班相互の連絡調整	(2) 緊急連絡事項の伝達
(3) 各種回覧文書の集約	(4) 慶弔に係る事項の対応
- 3 班長の任期は1年とし、次に掲げる事項を担当する。

(1) 会員相互の連絡調整	(2) 会議の決定事項の伝達
(3) 県・市定期広報の配布	(4) 回覧物の配布
(5) 転入転出者の把握、報告	(6) 会費、その他の徴収及び納付
(7) 慶弔についての報告	

4 ブロック、班の区分及びblock長、班長についての必要な事項は会則取扱規程で定める。

(相談役)

**第37条** 会長が必要と認めるときは、役員会の同意を得て会長、副会長経験者の中から相談役を委嘱することができる。

2 相談役は、会務全般について会長の諮問に応ずるとともに、会長の要請により役員会に出席し、意見を述べることができる。ただし表決に加わることはできない。

(専門委員会等)

**第38条** 会長が必要と認めたときは、役員会の同意を得て専門委員会又は対策室（以下「専門委員会等」という。）を設けることができる。

2 専門委員会等は、当該事項について調査、検討又は対策に当たり、結果を役員会に報告するものとする。

3 専門委員会等の任期は、当該事項の完了をもって終わる。

## 第7章 資産、事業計画等

(資産の構成)

**第39条** 本会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

**第40条** 本会の資産は、会長が管理し、その方法は会長が役員会の議決を得て定める。

2 本会の資産で前条第1号の資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を要する。

3 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

**第41条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算の執行)

**第42条** 予算の執行については、予算計上の趣旨を踏まえ、有効、適正に執行しなければならない。

2 会長は、第2条に定める活動目的をもつ地域内の団体に対し、役員会の同意を得て補助、助成金等の財政援助を行うことができる。

3 会長が重要、かつ、緊急を要する支出と認めた場合には、役員会の同意を得て予備費又は他の費目より流用することができる。

(事業計画及び収支予算)

**第43条** 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

2 本会の会計は、一般会計と特別会計とにわけることができる。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び収支予算)

**第44条** 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業報告書、決算報告書、財産目録等を作成し、監事の監査を経て、翌年度通常総会の承認を得なければならない。

(借入金)

**第45条** 本会が資金の借り入れをしようとするときは、総会において、出席した会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

**第46条** この会則は、総会において、会員の4分の3以上の議決を得、かつ、横須賀市長の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

**第47条** 本会は次の理由により解散する。

- (1) 破産
- (2) 横須賀市長の認可の取消
- (3) 総会の決議
- (4) 構成員の欠亡

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第9章 雜 則

(委任)

**第48条** この会則の施行について必要な事項は、総会の決議を得て役員会が別に定める。

## 附 則

- 1 本会則は、平成7年4月16日から施行する。ただし、第46条の横須賀市長の認可及び第47条第1項第2号の規定については、本会が地方自治法に基づく地縁による団体として横須賀市長の認可があるまで施行しない。
- 2 本会則の施行により平成6年4月1日施行の会則は、これを廃止する。
- 3 平成12年4月23日 一部改正
- 4 平成15年4月20日 一部改正
- 5 平成17年4月17日 一部改正
- 6 本会則は平成21年4月28日から施行する。
- 7 本会則は平成27年12月4日から施行する。